

① 湯梨浜町行政改革実施計画
(集中改革プラン)

※下線部分が変更箇所(平成23年3月末現在)

※判定の「完了」は、既に実施済み又は方針が決定されて次期計画の検討が不要と思われるもの

整理番号	重点項目	整理番号	実施項目	実施内容	摘要	所管課 H22表示	平成23年3月末進捗状況	検証		判定	理由	全体総括 H18~22 (簡素に記入願います)											
								実施済みの案件については、行革の取組み実績と実施効果、今後の課題とその対応など。 (検討中の案件については、作業検討状況と今後のスケジュールなど。)	実施効果(検討状況)														
1. 開かれた行政システムの確立																							
1	1	1	ホームページの充実	<ul style="list-style-type: none"> 各種申請書等様式のダウンロードサービスの実施。 各種申請書等様式のダウンロードサービスの実施。 各種制度手続きの説明の充実。 見易く、利用しやすいホームページの制作・活用。 	<ul style="list-style-type: none"> 役場に提出する申請書・届出書等の様式を掲載する。(一部実施済) 新たなホームページ制作に併せて掲載する。(平成19年度) 平成22年度 各課で分散している申請様式を一箇所に統一する 各課の一層の利用促進⇒タイムリーな情報公開を実施する。 高齢者・障害者を含めた誰もが利用しやすいホームページを制作する。 平成19年度中に新たなホームページを制作する。 	<ul style="list-style-type: none"> 企画課 企画課 企画課 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施(随時) 継続実施(随時) タッチパネル方式導入(防災拠点箇所) 平成19年度新ホームページ作成完了 	<ul style="list-style-type: none"> 申請書・届出書等の様式は随時記載し町民の利便性を図っている。 新ホームページは今年作成完了。 各課からの情報提供を毎月行っており、年間300以上の更新を目指している。 タッチパネル方式の町民認識度が低いため、庁舎に設置したタッチパネル説明書をおくことを検討する。(説明書を設置済み) 	<ul style="list-style-type: none"> 20年度において利用者アンケートを実施し、修正できる箇所は修正していく。 例として 使いやすさ、デザイン、利便性、情報の充実等 継続して必要な様式の整備を図る。 1つの課に偏らないように情報提供をしていく。(随時) 高齢者・障害者等利用が不得手な町民に対し、パソコン教室(公民館研修とタイアップ)の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 継続 完了 	<ul style="list-style-type: none"> 申請書は、常に町民の利便性を基本に様式の整備をはかる。 施設利用の申請書には、捺印を省略する。 HPへの情報は概ね更新しているが、定期的なチェックも必要。また、更新・公表の少ない課もあり更なる充実を図る必要がある。 情報の公開を原則に、各課で随時更新をする。 目的は達成した、通常業務で対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> HPへの情報は概ね更新しているが、定期的なチェックも必要。また、更新・公表の少ない課もあり更なる充実を図る必要がある。 											
													2	HCVの活用	<ul style="list-style-type: none"> ケーブルテレビのより一層の活用。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域情報チャンネルへの情報提供の充実を図る。(各課で計画的に実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 企画課 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施(随時) 	<ul style="list-style-type: none"> 19年4月にケーブルビジョン東ほうきと東伯地区有線放送が合併し、鳥取中央有線放送が誕生した。地域情報は今まで以上に充実していく計画であり、視聴者への行政情報も必要に応じ対応している。 行政に関する行事予定等の情報を随時TCCに提供 	<ul style="list-style-type: none"> 放送エリアが拡大したことにより、湯梨浜町単独の情報枠を確保していく必要があり、20年度の番組編成時に検討を行う。(情報枠を確保することができた。) 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 	<ul style="list-style-type: none"> HCV→TCC デジタルへの変更により情報提供の充実を図る。 町民にわかりやすい情報として提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> H23. 7. 24日アナログ放送停波に伴うデジタル施設整備は、完了し利用者への対応は図れた。
													3	広報紙の活用	<ul style="list-style-type: none"> 町報の有り方の検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡事項については、原則としてお知らせ版に掲載し、文書量の軽減を図る。 要綱制定、平成18年12月より広告募集。(平成19年2月より実施) 広報紙を地域企業への広告媒体として提供。(有料化) 	<ul style="list-style-type: none"> 企画課 企画課 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ、ケーブルテレビ等の活用により文書量の軽減化を検討中(当面は無理) 広告の募集(継続実施) 広告の掲載(継続実施) 平成20年度10社、平成21年度4社 	<ul style="list-style-type: none"> 町報12発行予算額は、5,784千円のうち425千円(平成20年度実績)は広告料で賅っているほか、地元業者の広告を掲載することにより「地産地消」を推進できる。(平成18年度1社、平成19年度13社、平成20年度10社、平成21年度4社) 	<ul style="list-style-type: none"> 各課の対応が統一されていないため、すべての情報機関を利用している部署があり、情報記載の統一を図る必要がある。 20年度に検討を行う。(内容により分類するようにした。) 昨年度以上の実績と年間を通じた広告掲載を図る。 広告により、広報スペースが減少することが懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 継続 	<ul style="list-style-type: none"> 町民への情報提供手段として充実をはかる。 引き続き努力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ・町報へのバナー広告を実施しているがまだ件数が少ない件数の増を図る必要がある。
			4	マスコミの有効利用による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 全職員が町民・マスコミ等への情報提供ができるように広報マニュアルを作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 全職員が町民・マスコミ等への情報提供ができるように広報マニュアルを作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 企画課 	<ul style="list-style-type: none"> QMSの「広報の手順」を幹部会において周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> QMSにて実施中・幹部会(平成20年6月30日)にて周知。 		<ul style="list-style-type: none"> 完了 	<ul style="list-style-type: none"> 整備が終了した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「広報の手順書」を作成し実施が図れた。 										
			5	町政情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 地区での町民説明会・懇談会等開催充実。 町民の要望等による地区懇談会開催や町からの積極的な説明会を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 町民の要望等による地区懇談会開催や町からの積極的な説明会を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 関係課 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施(随時) 平成18年度8/9実施 平成19年度から「まちづくり座談会」を開催。 平成21年10月30日 田後区で座談会を開催(行政に対する各種質問等)。 平成22年7月に3地域で意見交換会を開催予定。 	<ul style="list-style-type: none"> (医療制度改革) 各地区巡回制度説明会を開催。併せて、生活習慣病対策健康講座も実施。地区別健康教室 栄養教室を順次開催。直接対話で制度説明等を行うことで、町民との率直な意見交換が実現した。(医療制度説明会) 19年度=50回開催 1,300人参加。 20年度=6回開催 224人参加。 21年度=制度改正が無かったため開催せず。(障害者団体との懇談会開催) 平成18年度から開催 平成20年度=2回開催(身障協会・三幸会) 平成21年度=1回開催(身障協会・三幸会) 	<ul style="list-style-type: none"> (健康福祉課) 健康づくり講座教室・・・医療制度説明会に併せて実施し、特定健診特定保健指導の周知や健康意識の向上に努めた。しかし平成20年度の受診状況が低く、各地区保健推進員とともに、一層の周知啓発に努める また各地区自主事業の健康教室・栄養改善教育等の開催も支援 障害者団体との懇談会開催・・・各地区に出向いて実施する医療制度説明会や健康づくり事業等は、今後も継続的に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 	<ul style="list-style-type: none"> 町政の課題など意見交換を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 町の行政情報や地域の課題等について地区説明会や意見交換会等の実施に努めた。 										
					<ul style="list-style-type: none"> 情報公開システムの構築と庁内・町民への周知。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開のためのマニュアルを作成し実践する。(平成18年度中作成) 	<ul style="list-style-type: none"> 企画課 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施(町報、ホームページ掲載) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度公開件数等を町報で公開(情報公開件数3件、任意開示請求2件) 平成21年11月末現在、情報公開件数1件。 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ等で更なる情報公開を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 完了 	<ul style="list-style-type: none"> システムは既に整備済。 	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティー委員会等を毎年開催し情報公開の推進を図っている。 										
					<ul style="list-style-type: none"> 各庁舎に情報コーナーの設置。 	<ul style="list-style-type: none"> 各庁舎に情報専用コーナーの設置済。(平成18年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 設置済 平成21年度別館にも設置済。 		<ul style="list-style-type: none"> 完了 	<ul style="list-style-type: none"> 整備済。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報コーナー設置済み 										
					<ul style="list-style-type: none"> 防災情報等のメール配信の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災、防犯、行政情報等をメール配信する。 中小PTA総会での文書配布、HCVIによるPRの実施等で登録を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 	<ul style="list-style-type: none"> メール配信(継続実施) 登録の促進(継続実施) 平成21年6月末現在登録者数 501人 平成22年6月末現在登録者数 561人 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時など緊急を要する場合には、いち早く情報の伝達が出来、次の体制作りがしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 登録件数がまだまだ少ないため今後も継続して、登録の促進を行いメール配信を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 	<ul style="list-style-type: none"> 県が実施したトリビー安心メールへ加入の促進をはかる。 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯メール、安心トリビーメールの登録促進を図るとともに、災害メール配信を行い減災に努めた。 										
			1	2	1	研修会・講習会の実施	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開職員研修の実施。 町民・職員へのコンピュータ研修の充実。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護や情報公開制度に係る職員研修を実施する。 定期的に研修会を開催する。 コンピュータ研修を開催する。(職員・町民を対象とした研修会の開催。) 町民向けに公民館で実施中。(全40回) 職員向けに自治研修所で実施する。(11月~2月) 職員向けに企画課が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 企画課 企画課 総務課 生涯人権課 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 職員については、平成21年度1回(2日)実施 (町民向け公民館実施分) 平成20年度から初心者コースや応用コースを設定(次のステップにつながるよう時期をずらしてコース設定し実施。) パソコンに興味のある、いろいろな世代の方に応えることが出来た。また、研修終了後アンケートを実施(継続の要望が多かった。) 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護について全職員を対象に研修会は平成19年度に2回実施。 平成20年度は未実施。 個人情報保護に対するすべての職員が理解する必要があるが、職員の理解力に格差があり、必要な部署に対しては個別に研修を行う。 新入職員及び研修を受けていない職員を対象に研修実施予定。 (町民向け公民館実施分) 初心者～基礎～応用等のコースを設定しステップアップ方式により実施。 今まで夜間のみ開催であったが平成21年度から昼間の開催を実施中。平成22年度も同様。 パソコンの技術革新が早過ぎ、公民館保有のパソコンと参加者所有のパソコンとの能力及び操作性が違いすぎる。だれもがパソコンに慣れ親しむことを前提に事業展開する。 アンケートにより今後の研修内容の検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 完了 継続 	<ul style="list-style-type: none"> 下段の事項と合わせて継続実施する。 公民館保有のパソコン機能の問題もあるが、初心者、基礎コースにしぼって平成23年度は継続実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の技能アップを図るため毎年研修を実施している。また、公民館保有のパソコン機能の問題も含めて事業継続の有無を検証する必要がある。 									
															3	透明性の推進	<ul style="list-style-type: none"> 監査委員事務局の設置。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月1日監査委員事務局を設置する。(局長・書記各1名兼任) 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年6月から議会事務局に兼任の職員を配置 	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年6月から総務課職員の兼任をやめ、議会事務局職員が兼任することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> 完了 	<ul style="list-style-type: none"> 監査委員事務局職員(兼任)を配置。
1	4	1	町民への情報提供、意見募集の実施	<ul style="list-style-type: none"> 政策立案過程における町民の意見募集を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントを積極的に活用する。(国民保護計画、総合計画、土地利用計画、あらゆる差別をなくす総合計画等) 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 関係課 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 意見募集はするがなかなかでこない。アンケート等の検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 	<ul style="list-style-type: none"> 町政に対する意見を募集する。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画策定等パブリックコメントを活用した 												

整理番号	重点項目	整理番号	実施項目	実施内容	摘要	所管課 H22表示	平成23年3月末進捗状況	検証		判定	理由	全体総括 H18～22 (簡素に記入願います)
								〔 実施済みの案件については、行革の取組み実績と実施効果、今後の課題とその対応など。 〕 (検討中の案件については、作業検討状況と今後のスケジュールなど。)	実施効果(検討状況)			
	住民ニーズに対するシステムの形成	2	町民の声	・町民アンケートの実施。(窓口)	・職員の接遇に対する簡単な窓口アンケートを実施する。 (平成18年12月) ・窓口アンケート集計結果公表。	総務課 関係課	町民課 ・職員接遇等に係る窓口アンケートの実施を検討 ・実施期間 平成22年9～12月 ・実施場所 役場窓口、東郷支所窓口、泊支所窓口	全課に設置し、アンケート調査実施済。結果は、HPIに掲載済。 ・アンケート回答者数 373名 ・自由記載について、各課検証実施。	この度実施のアンケートは質問が多すぎるのか、なかなか回答協力者が少ない。 少数回答では検証が難しい。	完了	1に包含して実施する。	町民の声には迅速に対応するよう努めた。また、町報へも随時掲載した。
				・町民の声の情報公開。	・「町民の声」に対する対応等を町報等に掲載。	総務課	・町報随時掲載	「町民の声」は、町報に毎月掲載。	随時掲載していく。	継続	広報に引き続き掲載する。	
2. 事務事業の見直し												
2	1	1	祭、イベントの見直し(湯梨浜夏祭り等行政の関わり整理)	・平成19年度から、湯梨浜まつり(仮称)として開催。	・夏まつりは、旧3町村ごとに集約して開催する。 (各夏祭りの開催を1日とする。) 【別紙 文化スポーツイベント等開催方法の検討一覧】	企画課 関係課	・各夏まつりの開催日数1日(平成21年度実施) 別紙 文化スポーツイベント等開催方法の検討一覧	・夏祭り実施にあたり実行委員会を一本化した。(湯梨浜夏まつり実行委員会)行政主導のハワイまつりが地域で自立した祭り、実行体制(はわい温泉まつり)として生まれ変わる。 ・「はわい温泉まつり」は23年度は実施しない方針であり、「水郷祭」と「とまり港祭り」の2ヶ所の実施予定。	夏祭りについては、各実行委員会の意見集約等により、1本化した実行委員会を立ち上げた。 ・平成23年度より花火大会を一本化に向けて協議中。	継続	夏祭り、花火大会など引き続き調整する。 各種イベントの必要性、経済効果を検証する。	夏まつりについては地域の実情があり、一本化は図れない。今後も祭りのあり方等協議をしながら集約していく必要がある。
				・各種イベント開催時期の検討。	・各種イベントの整理統合を図るとともに開催時期の検討を行う。	企画課 関係課	・調整会議の開催(継続実施) 平成20年度実施に向け(随時実施予定)	20年度予算要求を行うまでに整理統合、開催時期の検討を行う。	イベント内容が同一なものを集約する必要があり、補助事業等財政面でも有利な事業を優先する必要がある。	完了	上記項目で合わせて検討。	
	2	2	下水道料金・負担金の統一	・受益に見合った料金・負担金を設定する。	・平成20年度下水道料金を統一する。	建水課	・検討中(量水器による料金付加) ・平成21年3月定例会議において条例化。	・平成22年9月 補償金免除繰上償還申請に併せて、経営健全化計画を策定、同12月に総務大臣、財務大臣の承認済。	・下水道事業経営安定化を図るためには、今後も料金改定が必要であり決算数値を検証し改定時期を検討していく必要がある。	完了	平成21年度から実施済み。	下水道料金の統一改定等実施した。今後も受益に見合った料金設定の検討要。
				・組織統合の検討。	・平成19年4月1日HCV・TCB合併。	総務課	・完了			完了		合併してTCCを設立した。
	3	3	第3セクター等の見直し	・平成19年中羽合温泉開発公社・東郷温泉龍鳳閣振興公社の合併。	・平成19年中羽合温泉開発公社・東郷温泉龍鳳閣振興公社の合併。	産振課	・公社合併はしない	・羽合温泉開発公社の源泉のうち1本は羽合温泉管理協同組合の集中管理に入っており、羽合温泉開発公社以外での管理は困難。龍鳳閣振興公社理事會においても、公社の合併は困難であると確認をした。 ・一元管理の決定的なメリットが見出せない。両施設とも存続の方向であり、現行指定管理者で各々次期指定管理期間の管理を行う。	平成19年度内に合併協議会の検討組織を立ち上げる。 ・ゆ～たうん施設について、羽合温泉開発公社は継続して指定管理の申請をしないことを決定しており、今後の施設管理について検討中。(新たに指定管理者を探るか直営で実施するか。)	完了	平成22年度から5年間、(財)ゆりま温泉公社が、指定管理として両施設の一体的管理運営を実施。	龍鳳閣とハワイゆ～たうんは(財)ゆりま温泉公社が指定管理している。
				・指定管理者制度導入。(9月開始)	・平成18年9月指定管理者制度を導入する。 (龍鳳閣、ゆ～たうん、東郷園、東郷デイサービスセンター、はわい温泉観光案内所) ・保健福祉センターを追加する。	産振課 健康課	・指定管理者制度導入済 ・平成21年度末(契約期限) ・平成21年度募集 ・平成22年4月ゆ～たうん(東郷温泉龍鳳閣振興公社による指定管理者制度導入) ・保健福祉センター(平成22年度～24年度契約)	(東郷園・デイサービスセンター)社協に指定管理者制度導入。老人福祉増進目的の施設であり採算性要求は困難。効果＝社協の独自性を発揮した運営展開。双方の費用負担を按分算定見直し、負担根拠と責任所在を明確にした。平成22年4月に3年間の再契約 (保健福祉センター)平成22年度より3年間社協に指定管理者制度導入したが採算性要求は困難。 (ゆ～たうん)平成22年度より東郷温泉龍鳳閣温泉公社(ゆりま温泉公社)と合併。 効果：同業種施設の合併により、相互利用など、効率的な運営により利用者の増加を図っている。	(東郷園・デイサービスセンター)施設老朽による高額な修繕費増加が予測される。次期、指定管理契約については引き続き町社会福祉協議会を指名することが望ましいという方針だが、町社協本部位置が検討されており、その決定を踏まえる必要がある。 ・平成21年度中に老朽化に伴う施設改修を完了し、平成22年度以降も町社会福祉協議会を指定管理者として指名する方向で合意している。(本年度中に契約予定) (湯梨浜町保健福祉センター)平成21年9月議案に提案。12月議案条例改正を提案。平成22年3月議会で指定管理者の議決後契約締結し、平成22年度より移行予定。 (ゆ～たうん)施設の老朽化による修繕費の増加が予想される。	完了	東郷園、デイサービスセンター、龍鳳閣、はわいゆ～たうん、観光案内所、保健センター、運動公園、グラウンドゴルフふるさと公園を指定管理で運営	平成20年12月1日から公益法人改革3法が施行され、25年11月30日までに公益認定法人か一般法人に移行しなければならぬ。この状況で「財団法人ゆりま温泉公社」は一般財団法人(非営利型)に移行する方向で、又、「財団法人羽合温泉開発公社」は解散の方向で、進めることになった。東郷園、デイサービスセンター、保健センターは予定通り指定管理に移行し、経費削減の効果も現れている。
				・とまりグラウンドゴルフのふる里公園を一般公募により指定管理者制度を導入する。(平成19年4月1日) ・東郷運動公園を一般公募により指定管理者制度を導入する。(平成22年4月1日)	産振課 生涯課	・指定管理者制度導入済 ・平成21年度末(契約期限) ・平成21年度募集 ・平成22年度継続予定。 ・東郷運動公園(平成22年度導入)	2-5-1参照	2-5-1参照	完了	(龍鳳閣・ゆ～たうん)財団法人ゆりま温泉公社を平成22年4月1日より5年間、指定管理者とした。		
				・公用車の更新基準・更新計画の策定。	・一般車輛 平成18年5月1日 69台を平成19年3月31日 54台に(平成22年度末47台)削減する。 ・特殊車輛(消防18台) (H18年度内 廃車3台、売却1台、リース返却3台) 【別紙 公用車台数管理計画】	総務課	・公用車保有台数54台(平成19年度末) (別紙 公用車台数管理計画) ・平成21年度末公用車保有台数50台(管理台帳は作成済) ・平成22年度末公用車保有台数47台	・公用車目標削減台数に達した。	・維持管理費、稼働率等を基に検討し更新する。 ・必要台数については、今後継続して精査していく。	完了	庁舎の統合管理の一元化を実施。現有台数は配備が必要である。	今後は低公害車の購入にも努める。
	4	4	公用車の一元管理	・車輛1台毎に管理台帳を、作成し年数にこだわらず収支を考え更新する。 ・当面新規購入、リースは行わない。購入時は低公害車を導入する。	総務課	・平成21年度 低公害車2台を購入済み。	・現在保有の買い替え(2台購入し、2台廃車)	・維持管理費、稼働率等を基に検討し更新する。 ・新排ガス規制適合車のマイクロバスを1台導入予定(平成20年2月末、100%補助)。	継続	損傷(錆)が限界の車両を更新基準とする。リースは廃止の方向とし、今後は低公害車の導入をはかる。		
				・特殊車輛、事業課用車輛以外は、総務課(羽合)及び健康福祉課(泊)・産業振興課(東郷)で配車・運転管理を一元化する集中管理方式に移行する。 ・庁舎統合、課の統廃合等考慮し毎年利用実態を調査しながら適正台数化を図って行く。	総務課 関係課	・一元管理(継続実施) ・必要台数(継続検討) (別紙 公用車台数管理計画)	・泊、東郷が支所に移行したため、本庁(羽合)において集中管理方式に移行し	・維持管理費、稼働率等を基に検討し更新する。 ・必要台数については、今後継続して精査していく。	完了	庁舎の統合完了により管理の一元。	一元管理、庁舎統合の結果、全体数で平成18年7月の67台から平成22年度末47台と20台削減することができた。	
5	5	諸証明の発行時間延長、土日交付の検討	・窓口業務の範囲拡大の検討。(収納業務を含む)	・平成19年4月以降本格導入検討のため平成19年3月まで窓口延長試行を実施する。 ・平成18年7月～平成19年3月まで町民課窓口、税務課、収納室を毎週水曜日午後7時まで延長する。 ・年末年始の長期閉庁期間に臨時窓口サービスを実施する。 平成19年度以降については、年末年始の休日と年末年始の閉庁を検討する。	総務課 関係課	・平成21年度から町民課窓口で実施。 ・年末年始の休日期間により随時検討する。 ・平成22年から休日の変更予定。(12月29日～1月3日)	・平成22年度も継続実施(実績4～6月 73人、105件) ・平成21年度実績 234人 374件 ・平成20年度実績237人、431件(内訳 収納室 142人294件・町民課窓口 95人、137件)	・平成21年度から職員は、時間外勤務対応で実施。	完了	窓口延長を町民サービスとして位置づけ町民課で対応する。	平成18年度からの毎週水曜日の窓口延長は定着化した。平成22年度から年末年始の休日を変更した。諸証明の土日交付は未実施。	
			・平成19年度以降、6月下旬の税等収納納期に午後7時30分までの収納業務を延長する。	収納室	・継続実施 ・平成20年度より延長時間を午後7時で実施	・平成21年6月25日～7月3日に実施 (実績 21人、56件(収納室)) ・平成22年度は6月24日～6月30日に実施 (実績 28人、59件(収納室))	・平成21年度から職員は、時間外勤務対応で実施。	完了	第1期(6月)の収納時期に収納業務を延長する。			

整理番号	重点項目	整理番号	実施項目	実施内容	摘要	所管課 H22表示	平成23年3月末進捗状況	検証 〔実施済みの案件については、行革の取組み実績と実施効果、今後の課題とその対応など。〕 (検討中の案件については、作業検討状況と今後のスケジュールなど。)		判定	理由	全体総括 H18～22 (簡素に記入願います)	
								実施効果(検討状況)	今後の課題と対応				
			6	職員提案制度の創設	・事務事業の改善をはじめとする行政全般に対する職員からの提案制度の創設。 ・平成18年度 一人一提案運動を実施する。(要綱制定済) ・平成19年度職員提案実施	・平成18年度 一人一提案運動を実施する。 (要綱制定済) ・平成19年度職員提案実施	総務課	・平成21年度からQMSに位置づけ実施する。 ・4半期で締切実施予定。	・提案理由が出てこない要因は、新規施策業務改善チーム(職員15名)を立ち上げたことによりチーム内で協議されるため。 ・今後、廃止を検討中。	完了	提案制度は実施済み。	QMSと併せ実施した	
			7	事務事業の見直し	・事務用機器の集中管理による効率化。	・平成19年度 総務課で一元管理する。	総務課	・継続実施	・コピー機等の台帳作成済 ・効率的な事務遂行が行える体制を組むことが出来た。	総務課で一元化できるものを模索していく。	完了	役場庁舎のコピー機は一元管理済み。	
					・業務時間(夏・冬時間)の統一。	・平成18年10月1日統一する。8:30～17:30(現状 夏8:15～17:00 冬8:30～17:15) ・平成18年7月1日休憩時間を廃止する。	総務課	・平成22年1月から勤務時間を8:30～17:15に変更。	・平成21年9月議会で議決。		完了	通年の勤務時間を8時30分から17時15分とした。	
					・合併時の未調整事項の検証と解消。	・地域間格差の検証を行うと共に是正の為の調整を行う。	総務課	・継続実施(重要課題については、集中プランに含まれている。)	・概ね実施済み。	・地区公民館制度や夏まつりの一本化など未調整事項もある。	継続	項目の洗い出しを実施し、該当項目の調整を実施する。	概ね実施済み。 なお、合併時の未調整事項について、いまだに未解決な項目もある(地区公民館制度、夏まつりの一本化など)。
			・燃料等物品、保守業務の一括契約の導入。	・ガソリン等は実施済。平成19年度からは、LPガス、事務用品、保守業務等も実施する。	総務課	・ガソリン等、事務用品(継続実施) ・保守業務等(継続実施)庁舎関係のみ	(H19～H20年度の比較) 一括契約により経常経費の削減が出来た。(約520千円)	さらに、一括契約できるものを模索していく。	完了	総務課で一括発注を実施。			
			・窓口業務の見直し。	・分庁方式の廃止も視野に入れて窓口業務の見直し、調整を行う。(平成18・19年度中)	総務課 関係課	・平成21年4月から分庁方式を廃止。 ・東郷、泊を支所方式に変更。 ・支所窓口職員は2～3人を配置	・平成21年4月より湯梨浜町泊・東郷支所で窓口業務を継続。 ・東郷支所には、地籍調査業務を配置。 (東郷支所)窓口業務3名、地籍業務3名 (泊支所)窓口業務2名		完了	平成21年度から分庁を廃止し支所方式を導入。			
2	電子自治体の推進	1	公共施設予約システム導入の検討	・電子申請の調査検討。	・情報センターと連携を図り、電子申請の費用対効果を調査検討する。	企画課	・検討中	県内担当職員が研修会を実施	・財政面の検討が必要 ・各町村間のシステムが同一でなく調整が必要。	完了	施設の予約をFAXでもOK、押印も省略する。	電子申請・決裁の実施には、ソフトの導入が必要であり、高額な経費のため実施に至っていない。	
			2	決裁システム導入の検討	・決裁システム導入の調査	・情報センターと連携を図り、電子決裁の費用対効果を調査検討する。	企画課	・検討中	同上	同上	継続	費用対効果を検討する。	
2	民間委託等の推進	1	保育所、学校給食業務等の見直し	・民間活力の活用により、保育サービス、子育て支援の多様化・給食サービスの更なる充実を目指す。	・保育所、給食センターのあり方について検討する。 ・羽合地域保育所の自所調理方式を導入する。	子支課 教総課	【子育て支援課】 (保育所) ・平成24年度の幼保一体施設整備と並行して、すべての施設における自園調理方式導入を決定。田後保育所については、調理室増設のための設計に着手。23年度着工予定。長瀬保育所については、追加すべき調理器具等の確認作業に着手。	(学校給食センター) 学校給食センターは施設が老朽化しており、併せて調理機器の整備が急務であるため、町内の学校給食センターと泊学校調理場の統合を検討しております。 【子育て支援課】 (保育所) 子育てに重要な食育を保育現場から推進していくことと、給食のセンター方式を見直し、幼保一体施設開園に並行して平成24年度から田後保育所・長瀬保育所の自園調理方式導入を決定。年々増加傾向にある食物アレルギーのある子どもさんへの対応も、十分な配慮が可能となる。	(学校給食センター) 羽合地域における保育所・幼稚園の自園給食の早期実施、及び町の財政計画が課題であります。 【子育て支援課】 (保育所) 田後保育所＝22年度に調理室増設の設計着手。23年度には着工予定。長瀬保育所＝調理室調理器具等の状況を精査確認。23年度において追加整備の予算確保。また調理室が園児から遮断されているため壁面の改修工事を予定。	継続	子育てに重要な食育を保育現場から推進していくことを目的とし、幼保施設開園に併せて町内すべての施設における自園調理方式導入を決定。それによって、田後保育所並びに長瀬保育所についても、自園調理方式のための整備に着手した。近年、食物アレルギーのある園児が増加し、また低年齢児の入所も増えていることから、園児の症状や発達段階に適した給食の提供に十分配慮した対応が可能となる。	給食センターの施設統廃合についての検討は特に進展なし。田後保育所及び長瀬保育所の自園調理については、平成24年度から実施できる運びとなった。	
				2	文化・スポーツイベント等の開催方法見直し	・民間委託の検討。	・平成19年度予算に反映。文化、スポーツイベント等の存続、改廃、委託について調査し、決定する。	企画課 関係課	・平成21年度実行委員会へ補助金を交付し、委員会が中心となって自主的に運営(ドラゴンカヌー)。 ・民間委託、移譲の方向で継続検討(随時実施)	・東郷湖ドラゴンカヌー大会(委託額:1,500千円) 平成21年度の第9回大会は、民間実行委員会主催により8月23日開催。従来の町主催のときの枠にとらわれず、実行委員会のなかで競技方法やレクリエーションなど参加者の要望も取り入れながら、大会運営に従事。 ・グラウンド・ゴルフ発祥地大会は、大会運営主体の移行について、指定管理者或いは町GG協会とも継続して協議していく。 また、ベテラン卓球大会についても町の卓球協会と協議していく。	22年度予算要求において各種文化、イベントについて集約できるものは集約し、協働して開催できる事業については調整をおこなう。 (ドラゴンカヌー) ・引き続き民間の実行委員会で実施。	継続	各種大会を実行委員会に委託しているが、実情は庁舎内の事務所、職員が事務にあたる。グラウンド・ゴルフ発祥地大会、ベテラン卓球大会については、民間の実行委員会で行えないか引き続き検討を要する。
							・NPO、ボランティアとの協力を推進する。		・継続推進	・ボランティアについては20年度要綱作成、既存ボランティア登録団体4団体・NPOとの協働事業は継続実施(20年度1箇所です安全安心啓発事業を実施)	・既存ボランティア団体の登録件数を増やす。 ・NPOとの共同事業を22年度も継続して行う。	継続	
			3	民間委託等の推進	・コミュニティーバスの運行見直し。	企画課	・平成19年度廃止	19年度廃止、17年事業費25,395千円、18年度5,570千円	・交通弱者への配慮検討 ・H22年度より高齢者を対象として定期券の補助を実施。	完了	中止。	費用対効果の検証により廃止とした。	
2	4		補助金等の整理合理化	1	運営費補助金制度の見直し	・補助金等に関する基本方針を策定する。 ・平成19年度当初予算に反映する。	総務課	・継続実施(別紙 補助金の整理合理化の状況)		継続	検証し、目的を達成した補助金、効果の薄い補助は見直す。	補助金の整理合理化に努めた。	
				2	事業費補助金の効果検証と年限設定	・補助金等に関する基本方針により補助金等検討委員会を設置する。	総務課	・存続・廃止・縮小・拡充等(継続検討・随時実施) ・平成18年度は平成17年度予算額1割カット ・平成19年度は補助基準の明確化により決定 ・平成23年度は内容を検証して前年度の1割カットを実施	補助基準の明確化により継続実施。 今後についても補助基準の明確化により決定していく。	継続	検証し、目的を達成した補助金、効果の薄い補助は見直す。	1割カットを含め補助金の削減に努めた。	
2	5		指定管理者制度の活用	1	既委託施設の制度適用の有無(龍鳳閣、ゆ～たうん、東湖園、はわい温泉観光案内所、・・・平成18年1月までに決定、平成18年9月移行開始)	指定管理者運用方針の策定と運用。	総務課	・平成19年度以降実態追跡調査(別紙参照) ・平成18年度実績及び平成19年度当初予算額 ・平成22年4月ゆ～たうんを東郷温泉龍鳳閣振興公社(現ゆりま温泉公社)が指定管理者として一体管理	平成20年11月19日 6施設(指定管理者導入済)について、事業評価シートを基にヒアリングを実施した。 (内容) ・現在までの実績及び反省点、残期間の改善点。 ・平成22年の更新に向けての募集要項等の改善点 ・平成22年以降の施設の方向性。 ・6施設(指定管理者導入済)について、事業評価を各担当課で実施し、ゆ～たうん以外については、指定管理の導入を継続とした。 ・平成22年4月、ゆ～たうんを東郷温泉龍鳳閣振興公社が指定管理者として一体管理・運営。	(ゆ～たうん) ・施設の老朽化に伴う修繕費の増加が予想されるため、計画的に施設管理を進める必要がある。	完了	平成18年度に制度導入基本方針を定め、推進を図った。	平成18年度から平成22年度までに、8施設を指定管理者制度へ移行した。
							産振課 生涯人権課 関係課	・導入可能な施設を検討し、必要に応じて順次導入を図る。 ・とまりグラウンドゴルフのふる里公園・平成19年4月1日一般公募により導入予定。 ・保健福祉センターは平成22年度から導入。 ・東郷運動公園を一般公募により指定管理者制度を導入する。(平成22年4月1日)	・平成22年度に東郷運動公園について、指定管理者制度を導入。 ・平成22年度に保健福祉センターについて、指定管理者制度を導入。	指定管理基本協定に基づく町の相応負担について、真摯に対応することが求められる。			

整理番号	重点項目	整理番号	実施項目	実施内容	摘要	所管課 H22表示	平成23年3月末進捗状況	検証		判定	理由	全体総括 H18～22 (簡素に記入願います)
								〔 実施済みの案件については、行革の取組み実績と実施効果、今後の課題とその対応など。 〕 (検討中の案件については、作業検討状況と今後のスケジュールなど。)	実施効果(検討状況)			
2	6	財政の健全化	2	直営施設の廃止・管理方法の検証	・指定管理者運用方針の策定と運用。 ・平成17年11月運用方針を策定する。 ・平成22年度予算に反映する。	総務課 総務課 生涯人権課 関係課	・継続実施 ・完了	随時見直しを行う。 平成22年4月1日から東郷運動公園について指定管理者制度を導入。		継続	指定管理、民間委託を含めて検討する。	平成17年度に条例制定、平成18年度に制度導入基本方針を策定し、推進を図った。
			1	適正な使用料・利用料・受益者負担金等の見直し	・適正な使用料・利用料・受益者負担金等の見直し。 ・平成19年度7月1日(使用、利用料見直し実施) ・平成19年3月条例等改正【別紙 公共施設在り方検討一覧】	総務課 生涯人権課 関係課	・平成19年度7月1日(使用、利用料見直し実施)	平成22年度当初の体育施設使用料については、340千円を予算化した。	料金改定後、利用者からの苦情もなく、このことについての理解はある程度得られている。将来的に、各施設の維持管理費用を考慮した方たちの料金改定が必要と考えるが、しばらくは現状のまま実施していきたい。	継続	受益者負担の改定も検討必要。	体育施設の使用料改定を実施した。今後も受益に見合った料金設定の検討が必要。
			2	税等の徴収対策の強化	・総合徴収体制の確立。 ・広域連合との関係の検討。	町民課 関係課	・継続実施(平成22年度実績・・11月末) ・町民税等 34,548千円	町民課 ・対策本部活動として、年4回程度の特別徴収月間を設定し実施。 ・放時時効、不納欠損を極力防止するための法的手段(滞納処分)を厳正に執行する。 ・対策本部活動は、税務部門も含め各関係課の職員の債権管理能力向上を図る取組とする。	税等の町徴収金滞納に対する法的処分を適正・迅速に行うための活動とする。 訪問徴収は原則時効成立を抑制するための活動とする。 原則、課担当課が徴収まで責任を果たす。そのための法的手段を厳正に実施する。 法的処分(強制執行まで)、実態調査、収入調査が執行可能な体制を整備する。	継続	中部地域の収納対策と合わせて検討。	・徴収対策については、引き続き町税等滞納整理対策本部の活動を強化して、滞納の減少に向けて取り組んでいるところ。 ・また、広域連合との関係については、県が取り組む徴収一元化の動向を踏まえて引き続き検討する。
			3	未利用財産の払い下げ又は有効利用の方策の検討	・公有財産運用方針の策定。 ・公有財産運用方針の策定。	総務課 企画課	・跡地利用検討委員会(7回開催) ・公有財産台帳と現地確認(随時更新) ・公共未利用地の有効活用(売却の方針を決定したが土地に問題があり中止した。)	・跡地検討委員会要綱制定、委員会を開催し教育施設、跡地、未利用地等の検討。随時、HPで委員会の状況を公表。平成20年11月に最終報告を町長に提出。 ・平成22年度から桜小学校跡地に「さくら工芸工房」を設置した。(カフェショップルームと、工房4部屋のうち2部屋の入居者は、決定。)	平成21年2月にパブリックコメント実施。 ・平成22年度、桜小学校跡地活用で「さくら工芸工房」開設したが、残り2部屋は現在募集中。	継続	未利用地の売却等に努める。	小学校跡地については、さくら工芸工房、センコースクールファーム等有効活用に努めた。
			4	医療費の抑制による個人負担の軽減	・健康づくりを進め、医療費の削減による個人負担の軽減に取り組む。	健康課 関係課	・関係課による医療費削減検討委員会を設置する。 (平成20年度)・健康推進、医療費抑制、医療制度改正等についての住民への周知啓発を実施する。 ・昨年に加え、平成22年度「健診の受け方説明会」を実施した。また、健診に対する意識向上を図るため、「意向調査」を実施した。	①組織改編により、健康対策と医療費削減対策を連動推進する取組みが実現。 ②疾病分類・医療費分析を実施。 ③医療費動向と医療保険財政の現状を町民に向け周知啓発を実施。 ④健診受診勧奨のために、住民周知の強化を図った。(行政放送・ダイレクトメール・広報車による町内巡回広報等)	特定健診等実施計画を策定したが、20年度は其中で設定した受診率の達成が出来ておらず、各地区保健推進委員の協力によって受診勧奨に努めている。委託検査の医療機関を中部圏域に拡大し、受診機会を大幅に拡大したことや、保健事業による集団検査の休日実施、補足検査の実施等、かなり大幅に検査事業を拡大した。疾病分類・医療費分析を継続実施。特定健診・特定保健指導の充実展開に向け、未受診者(国保)に対するダイレクトメールの実施、保健師及び管理栄養士による個別相談体制や訪問指導を充実強化。広報紙、HP、TCC等をフルに活用し、町民に向けた健康づくり意識向上をはかってきた。平成20年に設置した健康づくり推進委員会を継続的に推進し、「健康づくりは町づくり」の意識で、行政全体で連携推進し、町民の健康レベルの底上げを図っていく。	継続	特定健診及びがん健診の受診率向上に取り組む。	・町報掲載、行政放送、ダイレクトメールなど、あらゆる手段を使って受診勧奨を行っているが、受診率に反映されない。 住民の健康に対する根本的な意識改革が必要である。
5	バランスシートの作成と公表	・バランスシートを作成し、公表する。	総務課	・単年度の現金収支だけでなく、町の財産・負債を含めた財政状況を明確にし、今後の財政運営に役立てるようバランスシートの作成、公表を行う。	・平成19年度作成・公表予定(継続検討に変更)	・平成22年度決算より実施。	継続	新公会計の導入により策定に努める。	新公会計システムの導入により、平成22年度決算より適応する。			
3. 組織・機構の見直し												
3	1	柔軟性・即応性を持った組織・機構の構築(住民にわかりやすい組織・機構の構築)	1	課室の統廃合及び組織のフラット化等の検討	・平成19年4月1日泊地域振興課と東郷地域振興課を廃止、地域振興部門を企画課へ集約します。	総務課	・統合済			完了	目標は完了したが保健業務、子育て業務東郷も検討したい。	概ね完了。平成18年度及び平成19年度に課の統廃合等機構改革を実施。また、平成20年度末で分庁方式を廃止し、平成21年度から東郷・泊支所方式とするとともに、事業関係課・健康福祉関係課・教育委員会事務局を本庁舎(羽合)へ集積し、町民の利便性を図った。平成23年4月から町福祉事務所の開設を含めた機構改革を行った。
					・産業振興課に東郷地域振興課(窓口部門)を統合する。	総務課	・統合済					
					・平成19年4月1日福祉企画課、高齢者健康福祉課、泊地域振興課(窓口部門)を統合し健康福祉課を新設する。	総務課	・統合新設済					
					・平成19年4月1日生涯学習課と人権・同和教育課を統合し、生涯学習・人権推進課を新設する。	総務課	・統合新設済					
					・平成19年4月1日町民課に税務課を統合する。	総務課	・統合済					
					・平成19年4月1日子育て支援課に幼保連携・保育所教育向上担当を配置します。 ・子育て支援課と教育委員会の幼児教育部門を統合する。	総務課	・子育て支援課担当配置済(平成19年4月1日付) ・幼児教育部門統合(検討中)	・幼稚園と保育所(同年齢層)の一つの課に統合を検討中。 現状は、幼稚園は教育委員会で保育所は子育て支援課				
					・平成19年4月1日包括支援センターを独立する。	総務課	・完了					
・横断的業務支援体制の確立による繁忙期等の業務の標準化の検討。	総務課	・人事異動の迅速化を図る。(平成18年度から) ・繁忙期他課の応援。		継続	繁忙期、連携事業の応援態勢。							
・町福祉事務所設置の検討	・平成23年4月1日町福祉事務所を設置する。	総務課 健康福祉課	・平成22年度設置準備 ・平成23年度設置予定		継続	平成23年4月設置予定。	(今後のスケジュール) ・平成22年4月 福祉事務所設置基準担当職員を健康福祉課に設置。 ・平成22年9月 知事の設置同意。(協議書提出予定) ・平成22年5月 職員の派遣研修の協定締結(県・町)により6月から派遣 ・平成22年12月 町福祉事務所設置条例等の制定(議会議決) ・平成23年3月 県から引継。平成23年4月 町福祉事務所設置。 (検討事項) ・有資格職員体制の構築(後継者養成) ・事務所執行体制(事務委任・職員体制の在り方) ・財政関係の確認(特別交付税、システム導入等)					
2	分庁方式の見直し	・分庁方式から支所方式への移行。 ・東郷庁舎、泊庁舎の直直制度を廃止する。(平成19年度検討)	総務課	・平成21年度支所方式実施により宿日直のは廃止。	・分庁方式の廃止について、東郷地域、泊地域で住民説明会を開催(実施日 平成21年2月24日・26日)	完了	平成21年4月統合完了。	平成21年3月末で分庁舎を廃止した。				

整理番号	重点項目	整理番号	実施項目	実施内容	摘要	所管課 H22表示	平成23年3月末進捗状況	検証		判定	理由	全体総括 H18~22 (簡素に記入願います)				
								〔実施済みの案件については、行革の取組み実績と実施効果、今後の課題とその対応など。〕 (検討中の案件については、作業検討状況と今後のスケジュールなど。)	今後の課題と対応							
3	保育所の統廃合の検討	3	保育所の統廃合の検討 (幼稚園・保育所)	・改築等に伴う統廃合の検討。 (幼稚園・保育所)	・保育所・幼稚園の在り方検討委員会が統廃合・改築・新築等計画の検討する。(平成18年度)	子支課 教総課	【子育て支援課】 ・保育所 ・平成20年度＝統廃合方針として再編計画を策定し町民に示した。羽合地域については3施設を統廃合し、新たに幼保一体施設として新設決定。 ・平成21年度＝幼保一体施設の建設地を羽合東コミュニティ跡地として決定し、解体撤去工事を完了した。 ・平成22年度(11月末現在)＝幼保一体化にあわせ、幼稚園教育課程と保育指針をすり合わせるとともに、様式書式等の統一について検討実施。*東郷地域について保育所及び幼稚園のあり方について、統廃合を含めた検討に入った。	【子育て支援課】 ・橋津、浅津両保育所及び羽合幼稚園を統廃合し、新たに幼保一体施設を新設することを決定した。その建設地となる羽合東コミュニティ施設を平成21年度末に解体撤去を完了。 ・平成21年度＝幼保一体化施設整備推進検討委員会を設置し、新たな幼保一体の運営形態や基本的な運営方針を決定。 ・平成22年度＝新施設の基本設計及び実施設計について検討。幼稚園教育課程及び保育指針に基づく各様式書式の統一について検討中。 ・町内すべての保育所・幼稚園の幼保一体化推進に向けた方向性を打ち出した。 ・東郷地域の保育所・幼稚園のあり方検討委員会の設置。	【今後のスケジュール】 *平成22年度＝ ・羽合地域の幼保一体施設について保護者及び地元住民への説明会の開催。 ・施設の基本設計を踏まえた実施設計の着手。 ・新施設建設費の予算計上と着工。 ・幼保一体施設における幼児教育と保育の進め方についての検討協議(職員体制、書式様式等の統一を含む)。 *平成23年度＝新施設の建設。 *平成24年度＝開園。 ○全町において幼保一体化を推進していく方向性を示したことから、保護者及び町民への説明及び各施設における幼保一体化への環境整備を進めていく必要がある。 ○国の進める幼保統合の動きを捉えながら、幼保一体化を推進する。 *東郷地域の保育所・幼稚園のあり方検討委員会の開催＝1月・1回目開催3月・2回目開催予定。	継続	町全体を幼保一体施設整備で検討。	全町幼保一体化の推進を打ち立て、その理念に沿った保育所・幼稚園のあり方を検討。年齢にあった就学前教育の推進を具現化するため職員配置を含め体制について検討を実施。羽合地域＝24年4月開園を目的に幼保一体施設新築工事に着手した。東郷地域＝東郷地域の保育所幼稚園のあり方検討委員会を設置。平成23年4月からは幼保一体の理念を実現するため、教育委員会から補助執行として幼児教育室を子育て支援課内に設置した。				
													継続	必要な職員数を検討。		
															継続	すべての子ども達に等しく幼児教育と保育サービスを提供する幼保一体化推進を決定。組織体制について検討。
	給食センターの統廃合の検討	4	給食センターの統廃合の検討	・改築等に伴う統廃合の検討	・給食センターのあり方について調査中。平成18年度	子支課 教総課	-実施方法の検討中(幼保一元化と同時進行)	老朽化している東郷学校給食センター及び各調理場における調理機器は更新が必要な状況であり早期の整備が必要である。尚、今後の運営管理を考慮し統廃合を検討しています。	・羽合地域における保育所・幼稚園の自園給食の実施、及び町の財政計画が課題であります。 ・中学校統廃合検討などと並行して給食センター統廃合も検討を開始する。	継続	中学校の統廃合と併せて検討。田後保育所は自園調理で検討。		給食センターの施設統廃合についての検討は特に進展なし。今後中学校の統廃合と併せ検討をする。			
														継続	羽合、東郷、泊地域の現有分団をそれぞれ1個分団減じて7分団としたい。	
																完了
	消防団組織の再編の検討	5	消防団組織の再編の検討	・消防団組織の再編の検討	・分団の再編検討(泊2分団、東郷4分団、羽合7分団⇒泊2分団、東郷4分団、羽合4分団) 平成19年度4月1日再編を実施するとともに引き続き検討する。	総務課	・平成19年度内実施予定(車庫等整備完了後実施予定) (泊2分団、東郷4分団、羽合4分団) ・分団再編成(継続検討)	更なる分団編成は、継続検討	継続	羽合、東郷、泊地域の現有分団をそれぞれ1個分団減じて7分団としたい。	平成19年度に第一次再編を行った(13分団から10分団へ)。引き続き分団の編成を検討する。					
													総務課	・平成21年度消防ポンプ車3台更新発注済(第2分団、第7分団、第9分団)	完了	平成19年度2台、平成21年度3台更新。
	継続	施設のあり方で検討する。														
			継続	青少年の家は国の交付金を受けて修繕を実施したこともあり、当面は継続するが、耐震診断が必要。しおさいプラザとまり・羽合図書室とも、職員数を削減するなど効率的な運営に努めた。												
	中学校の統廃合の検討	7			中学校の統廃合の検討	・中学校の耐震化・大規模改修工事の検討と統廃合の検討を行う。	教総課	・平成22年9月に統廃合等検討委員会を再度設置し中学校のあり方の検討を始めた。 ・平成22年度内に計5回の検討委員会を開催し、「統合が望ましい」との意見書(中間報告)を取りまとめた。	(検討委員会開催状況) ・第1回(H20・7・30)中学校の現状と課題 ・第2回(H20・8・27)各委員の意見徴収 ・第3回(H20・10・27)意見集約 ・第4回(H20・12・1)総括(委員会総括) ・現有施設の耐震化整備を早急に実施すること。 ・統廃合については、町民の醸成を見極め、期間をかけて議論すること。 (検討委員会の開催状況) ・第1回(H22・9・22)教育委員会での取り組み及び経過説明 ・第2回(H22・10・26)学校教育の基本理念等 ・第3回(H22・12・6)学校教育の基本理念等 ・第4回(H23・1・31)統合することの不安材料等協議 ・第5回(H23・3・24)意見集約及び今後のスケジュール	・平成21年度は、両中学校(北沢中渡り廊下棟及び東郷中学校特別教室棟を除く)の耐震診断等認定取得は終了した。 ・平成22年3月の教育委員会において、「新しい場所に統合するのが望ましい」とし、改めて統合問題についての検討を町長部局にお願いしたいという結論に至った。 ・平成22年度は、9月から検討委員会を招集、審議を行い、中学校のあるべき姿の検討を再び始めた。 ・検討委員会で協議した内容を広報し、また住民説明会等で住民の皆さんに共通の理解と認識を持っていただくことが必要。 ・保護者等が抱えている不安材料について丁寧な説明が必要。	継続		議会及び行政の設置する委員会、中学校のあり方を検討する。 ・平成23年度には統合の形態等の議論を重ねて、年度内に一定の方向性を見出す。	平成20年度の検討委員会及び平成22年度の検討委員会を通して、中間ではあるが教育委員会で提案した「統合することが望ましい」との集約ができた。		
継続			地区公民館の体制を含めて検討する。													
				継続								公運審答申を受け、公民館体制のあり方について結論を急ぐことが急務。				
安全で人にやさしい公共施設の検討	8	安全で人にやさしい公共施設の検討	・存続施設を決定し、順次耐震補強工事やバリアフリー工事を施工する。		総務課 関係課	・羽合庁舎・分館の耐震診断実施	(舎人会館、羽衣会館管理移管) 11/29地見地域に町長が出向き、意見交換。対象地域・町それぞれ1/2づつの負担を基本とし、1世帯あたり概ね600円程度の負担となることについて近日中に開催される各区分会等に出向き説明する旨約束。 12/23～1/31地見地域内の集落に出向き説明と合わせ経費の1/2地元負担を前提として、①現状の施設に対する負担(1世帯当たり600円負担) ②現状の施設からエアコン(低圧電力)・NHK受信料を廃止した後の負担(1世帯当たり300円負担) ③地区公民館活動委託料の中から贈う方法の中から一つを選択していただくようお願いした。・11/26 地区公民館長・主事と協議。 (漁村センター) ・管理移管については、泊総区と協議中(双方合意するまで継続協議)	(漁村センター) ・継続して泊総区と協議開催。双方、合意するまで協議を実施していく方針。しかし、老朽化し構造的に修繕経費が高額となることが懸念。 (舎人会館・羽衣会館) ・各区の考え方に相違あり、それを翻意するための区民の合意形成も難しい状況。 ・該当区長に区内調整について要請をしていく。 ・中央公民館、分館、地区公民館のあり方、体制も含めて検討していく。	継続	耐震診断実施結果に伴い耐震補強を実施。	平成21年度に羽合庁舎の耐震補強工事を実施した。東郷、泊支所は未実施。					

整理番号	重点項目	整理番号	実施項目	実施内容	摘要	所管課 H22表示	平成23年3月末進捗状況	検証		判定	理由	全体総括 H18～22 (簡素に記入願います)	
								[実施済みの案件については、行革の取組み実績と実施効果、今後の課題とその対応など。] (検討中の案件については、作業検討状況と今後のスケジュールなど。)	実施効果(検討状況)				
7	幼児保育、放課後児童クラブの充実	7	幼児保育、放課後児童クラブの充実	・乳幼児保育教育、放課後児童クラブの充実。学力向上の推進。	・休日保育を検討する。	子支課 教総課	【子育て支援課】 ・平成22年度から5か年の次世代育成後期行動計画策定にあたり、アンケートを実施した結果、休日保育利用の要望が多く出た。また、近年の保護者の就労実態から日曜日等の休日に勤務する世帯が増加しており、休日保育実施は多くの保護者が期待する事業である。しかし、単独実施は非常に困難であることから、定住自立圏構想の中で中部一円による実施を決定、11月開始となった。	【子育て支援課】 ・平成22年度から5か年の次世代育成後期行動計画策定にあたり、アンケートを実施した結果、休日保育利用の要望が多く出た。また、近年の保護者の就労実態から日曜日等の休日に勤務する世帯が増加しており、休日保育実施は多くの保護者が期待する事業である。しかし、単独実施は非常に困難であることから、定住自立圏構想の中で中部一円による実施を決定、11月開始となった。	【子育て支援課】 ・より多くの保護者に利用されるよう、制度の周知啓発に努力した。	完了	実施済み	休日保育の利用状況が予想以上に少なく、周知啓発に努める必要がある。	
							【子育て支援課】 ・保育所給食自園方式＝食育推進の観点から、すべての保育施設において自園調理方式導入を決定。羽合地域幼保一体施設開園に併せて実施。 ・田後保育所及び長瀬保育所において自園調理方式導入に向けた整備に着手。田後保育所＝調理室増設にかかる設計着手。長瀬保育所＝調理器具等の精査確認と改修工事の検討。 ・保育料軽減＝保育料は従前より低額設定している。	【子育て支援課】 ・羽合地域の幼保一体施設整備に併せて、町内すべての保育施設における自園調理導入を決定した。田後保育所＝調理室増設を前提に園庭拡張工事を完了。22年度に増設のための設計に着手した。長瀬保育所＝現在は未達児用の調理を実施しており、調理器具等の精査を実施。現状は調理室が園児から遮断されており、壁等の改修工事を検討。 ・保育料は、従前から低額設定を堅持。国の基準に従い平成22年7月から第8階層を新たに設定した。	【子育て支援課】 ・自園調理方式導入を決定し、幼保一体新施設、田後保育所及び長瀬保育所についても、着実に整備に向けた取り組みを推進中で、予定どおり24年度には完全実施を目指す。 ・保育料＝園における「子ども、子育て新システム」導入が明示されたものの未確定部分が多い。しかし、制度の抜本的な改編から、保育料そのものの見直しが必要と考えられる。国の動向を踏まえながら、町民の理解を得ながら改定を検討すべきと考えている。	継続	【子育て支援課】 すべての保育所で自園調理方式導入決定。保育料については国の制度改編の動向を踏まえて慎重に検討すべき。	全町自園調理方式導入を決定。23年度には田後保育所の調理室等改修改築工事に着手。保育料については国の制度変更の動向を踏まえ、継続して検討していく必要がある。	
							【子育て支援課】 ・5箇所において開設。土曜日実施。利用料の減免規定を設けた。	【子育て支援課】 ・対象児を1年生から6年生まで拡大し、町内5箇所放課後児童クラブを開設。利用料の減免規定を新たに設けた。	【子育て支援課】 ・登録児童数の増加に伴い、日々の利用児童も増え、施設自体が非常に狭くなってきている。 ・指導員には特段の資格等、専門性を求めているが、特別支援の必要な児童に対する対応について苦慮している。 ・放課後子ども教室との連携について課題。	継続	継続実施。	土曜日開設、時間延長ともに実現。利用児童の増加に伴い、狭小な開設場所の移転を決定。	
							【子育て支援課】 ・子育て支援課で所管	・放課後児童クラブ＝子育て支援課 ・子育て支援課で所管	・いずれも小学生を対象とした事業であり、連携運動に向けた調整や協議を進める必要がある。教育委員会と協議開始。	完了	子育て支援課で実施。	子育て支援課実施。完了。	
							・放課後児童クラブの統合を検討する。(放課後児童クラブは、羽合西コミュニティ施設、東郷小学校、花見コミュニティ施設、泊児児童館の4施設で実施中。)	・放課後子ども教室開設に向け委員会を開催	各小学校区で子ども教室を平成20年度開設予定、課後児童クラブは当面継続。	完了	子ども教室の所管は公民館で実施。	子ども教室の所管は従前のとおり公民館で実施。	
							・小学校・中学校の小人数学級を実施し学力の向上を図る。	教総課	・継続実施(県補助廃止でも継続実施予定)	児童・生徒の園に合ったきめ細やかな学習指導を継続して実施したい。	完了	継続して実施する。	小中学校で小人数学級を実施した。
3	2	1	各種委員会、審議会等の見直し	男女共同参画に基づく委員の検討	・審議会等の設置等に関する指針の策定。 ・平成17年11月指針を策定する。 ・構成人員の順次見直しを実施する。(平成18年度～)	企画課	・審議会等の構成見直し(女性比率30%以上)(第2次男女共同参画プラン目標) ・男女共同参画プラン策定(平成21年3月)(平成21年度～平成25年度の5年間) ・平成21年12月男女共同参画新議会設置	・審議会等数 21 うち女性委員のいる審議会等数 20 ・ 延総委員等数 293人 うち女性委員数 64人 21.8% (平成22年4月地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査等より)	・男女共同参画審議会を立ち上げ町施策の検討を行う。 ・平成21年12月男女共同参画審議会設置	継続	各種委員会の設置にあたり構成員を検討する。	まだ町民の方に浸透していない状況であり、更なる啓発活動を行う必要がある。	
4. 定員管理及び給与の適正化													
4	1	1	定員管理の適正化	定員適正化計画策定(5年後の数値目標)	定員適正化計画を策定する。	総務課	・継続実施(平成22年度定員予定 204人) ・平成22年度6月30日現在(202名 特別職を除く) ・平成22年度11月30日現在(204名 特別職を除く) ・平成22年度3月31日現在(199名 特別職を除く)	合併後、本町では効率的な職員配置を推進するため、新町まちづくり計画の削減目標を念頭に置きながら、機構改革、退職勧奨制度の活用による職員の削減を進めてきた結果、20年度当初で約18%(44人)の削減をした。合併後246人の職員数は平成22年度3月末現在で退職者69人新規採用者22人により199人となった。(平成23年4月1日203人)	平成23年から27年度までの「定員適正化計画」を平成23年2月策定しました。	継続	計画の見直しをする。	平成23年度以降5か年間の「定員適正化計画」を平成23年2月に策定した。	
							・保育士、幼稚園教諭、調理員採用については幼保の在り方検討委員会の方向性を考慮して検討する。	総務課 関係課	・検討中	保育士、幼稚園教諭、調理員採用については幼保の在り方検討委員会の方向性を考慮して検討する。	継続	施設の体制を含めて検討する。	平成23年度から設置された「町福祉事務所」及び平成24年度開始する幼保一体化、自園方式による給食等に対する検討がされていないため、実態を勘案した修正を必要とする。
							・困難ケース対応の精神保健福祉士は広域的に民間委託。 ・管理栄養士の採用を検討する。 ・保健師の増員を検討する。 ・精神保健福祉士及び介護福祉士の配置を検討する。	総務課	・管理栄養士1名(平成20年度採用済) ・保健師8名(平成20年度現在)・介護福祉士(介護支援専門員士資格等含む)1人(平成20年度退職) ・看護師3名(臨時)	特定健診・特定保健指導充実をはかるため保健師の増員配置(2名→3名)。管理栄養士の正規雇用。町民の栄養指導等のため1名配置。	継続	職員定数に含めて検討。	
							・任期付き職員採用(嘱託制度)の導入の検討	総務課	・検討中	保育士、幼稚園教諭、調理員採用については幼保の在り方検討委員会の方向性を考慮して検討する。	継続	水明荘支配人で導入。保育士は当面導入しない。	平成21年度に水明荘支配人で導入された任期付き職員採用制度は、効果を発揮している。
3	退職勧奨制度の導入	退職勧奨制度の導入。	総務課	・平成18年度退職者数(21名) ・退職勧奨制度(検討中) ・平成20年度採用(4名) ・平成21年度採用(2名) ・平成22年度採用(4名)中途採用(2名)	退職勧奨制度による退職者平成17年度12人、経平成18年度13人で2ヶ年度で25人。このほか機構改革による職員の削減を進めた結果、平成20年6月末現在の職員数は208人となった。	当面導入予定なし	完了	勧奨制度は平成17年度、平成18年度に限り実施、今後は状況を見て検討。	現在の職員年齢構成は、合併前の年齢構成が大きく影響しており、今後の状況をみながら検討する必要がある。				
4	定員等の公表	定員・給与等の公表。	ホームページ、町報へ掲載する。	総務課	・継続実施	・ホームページ及び町報へ掲載した。	湯梨浜町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、毎年、職員の任用、給与の状況、勤務時間、分限及び研修の状況等を町報、インターネット等により公表する。	完了	既に実施済み。	実施済みであり今後も公表していく。			

整理番号	重点項目	整理番号	実施項目	実施内容	摘要	所管課 H22表示	平成23年3月末進捗状況	検証		判定	理由	全体総括 H18～22 (簡素に記入願います)	
								[実施済みの案件については、行革の取組み実績と実施効果、今後の課題とその対応など。 (検討中の案件については、作業検討状況と今後のスケジュールなど。)]	今後の課題と対応				
								実施効果(検討状況)	今後の課題と対応				
		5	女性管理職員の登用、障がい者雇用の拡大	・女性管理職員の登用、障がい者雇用の拡大。	・管理職31名 (男性19名、女性12名:39%、平成18年4月1日現在) ・障がい者採用特別枠を検討する。(平成19年度)	総務課	・管理職28名 (男性 18名、女性 10名 36%) (平成21年度) ・一般職の障がい者を募集(未採用) ・平成22年度知的障がい者1名採用 (平成22年11月末現在) 管理職31名 (男性21名、女性10名、32%)	・平成22年度に知的障がい者 1名雇用(5月～9月)。	・次年度以降も継続検討。	継続	現状も実施している。障がい者雇用を検討する。	女性管理職員については30%台を確保している。障がい者雇用に対しては、受入れ態勢のソフト及びハード面の整備を検討する必要があります。	
4	2	給与の適正化	1	手当の見直し(勤労手当の成績率運用、成績不良者の昇給延伸)	・公務能率評価の導入。	総務課	・評価制度導入済。制度の均等化、充実、運用の厳格化を進める。 ・平成18年11月25日評定者研修会開催。	・平成19年11月1日及び平成20年5月1日を基準日として人事評価(公務能率評定)を実施した。 ・平成21年度から評定基準日を10月1日に改正。(中途勤務者を除く)	現在は、試行的な段階だが、より公平で公正な評定になるよう検証していく。早期に、職員の昇給や勤労手当の成績率に反映させる。	継続	公務能率による評定を反映させる。	試行中の段階であるが、評定者の視点にバラツキがあり、より一律の評定が必要とされる。	
			2	給与の適正化	・給与体系の見直し。	総務課	・継続実施 ・平成22年度、平成23年度で現給保障を解消。	・取組方針の策定	・取組方針について検討中	人事院勧告及び県人事委員会の勧告を基に給与改定等を実施する	完了	既に実施済み。	平成22年度をもって現給保障制度は廃止され、旧町村の給与格差も解消された。次期計画期間では、技能労務職の給与体系等の検討を引き続き行なう。
						・平成18年1月1日 旧3町村間の格差解消を実施する。	総務課	終了	3町村の給与の運用上の相違により6ヶ月から最大18ヶ月の延伸を実施した。			完了	実施済み。
5. 職員の能力開発等の推進													
5	1	人材育成の推進と確保	1	研修の充実(総合的研修計画の策定)	・研修カリキュラムの策定と実施。	総務課	・継続実施 ・平成18年度26回実績 ・平成19年度7回実施 ・平成20年度38回実施 ・平成21年度38回実施 ・平成22年度38回実施	・平成21年度は、延べ72人の職員が、鳥取県自治研修による階層別研修、能力開発・向上研修及び中央研修などに参加した。職員の意識の中に研修の重要性、自己の能力の向上の必要性を認識してきたものと考ええる。 ・平成22年度は地元民間企業への職員短期派遣研修を実施した(10日間)。	人事評価に併せて、自己申告制度を導入している。これは、自分の今の業務状況や何が不足しているのかを自己分析した上でどのような研修が必要なのかを自ら考えるもの。研修のメニューには、鳥取県自治研修所の「能力開発・向上研修」のほか中央研修への参加、職場での研修をはじめ他機関への派遣を含めて幅広い見地から人材育成を進める。	完了	引き続き研修へ参加させる。民間での研修も平成22年度から実施。	階層別研修及び能力開発・向上研修等計画的に参加している。参加率は50程度と高く、一定の効果を得ている。	
					・人材育成のための基本方針を策定する。(平成18年度)	総務課	・基本方針(策定済)	職員の意識・能力の向上及び組織の活性化を図り住民サービスの向上を実現するためこの基本方針に基づき、職員提案制度、鳥取県自治研修所・中央研修による研修、県への派遣、能力評価を反映した新しい昇給制度の確立など現在取り組んでいる状況である。	今後もこれらを積極的に推進していくが、特に人事評価については平成21年度から10月1日を基準日として実施している。	完了			
					・接遇リーダー研修の実施。	総務課	・継続実施 ・研修を随時実施。	一昨年度、昨年度と2度の接遇研修を実施したが単発でその後の検証が十分なされていない部分があった。その後、各課職員により組織した明るい庁舎(接遇向上)推進委員会を中心に「接遇マニュアル」の作成に努めた。	今まで実施してきた接遇研修のその後の検証と住民に対し同じ対応ができ、かつ質の高い接遇を実現するための一つの手段として「湯梨浜版の接遇マニュアル」を作成する。これにより役割としての統一した接遇の基本を明確にすることができる。	完了	既に設置済みであり、随時研修会を開催している。		
		2	他の自治体等との交流	・派遣研修等の実施。	総務課	・派遣研修実施 (鳥取県 1名、後期高齢者広域連合 1名) ・平成22年度鳥取中部ふるさと広域連合1名 ・平成22年度民間企業へ派遣研修(3名)	・平成21年度・平成22年度は、県生活環境部景観まちづくり課に1名派遣し、県からの相互派遣を受け入れている。又、鳥取県後期高齢者広域連合及び鳥取中部ふるさと広域連合に各1名を派遣している。 ・派遣の終了した職員は、関連の職場で知識を活かした職務にあたっている。 ・平成22年度は地元民間企業への職員短期派遣研修を実施した(10日間)。	派遣研修は、本来の職務から離れて行われる研修であることから、一定期間集中的に行うことが可能であり、職務を行ううえで必要な知識・技術を体系的に学習したり、高度・専門的な知識・技術を学習する際には効果的な手法であり、今後も県及び先進的団体への派遣を推進する。	完了	引き続き研修へ参加させる。民間での研修も平成22年度から実施。	鳥取県、中部ふるさと広域連合、鳥取県後期高齢者広域連合への一定期間の派遣交流、及び平成22年度から開始した民間企業への派遣研修においても一定の効果を得ている。		
		3	職務能力等の養成	・定期的な人事異動による職務能力養成。	総務課	・継続実施	限られた人員で高い行政サービスを提供するためには、職員一人ひとりが自己の能力を最大限に発揮することが必要であり、そのためには職員の能力や適性、意欲などを活かした人事配置を実施することが重要と考える。	幅広い能力や自己の適性の発見ができ様々な異なる分野を経験できるよう定期的な人事異動を行う。	完了	既に実施。	定期的な人事異動が実施された。		
5	2	適正な評価制度の導入	1	公務能率評価の導入	・公務能率評価の導入。 ・より適正な運用のため、評定者の研修を実施する。 (平成18年度内評定完了)	総務課	・継続実施 (平成21年度から評定の内容を見直した。)	・平成19年11月1日及び平成20年5月1日を基準日として人事評価(公務能率評定)を実施した。 ・平成21年度から基準日を10月1日として実施。	現在は、試行的な段階だが、より公平で公正な評定になるよう検証していく。早期に、職員の昇給や勤労手当の成績率に反映させる。	完了	適宜研修を実施する。	今後も評定者を対象にした定期的な研修が必要。	
5	3	自己申告制度の導入	1	自己申告制度の導入	・人事異動自己申告制度の導入。 ・希望昇任・降任制度導入の検討。	総務課	・継続実施	この制度は家族の介護や本人の病気などの事情で職務を遂行できない状況になった場合、本人の希望により降任することで重責を解放して仕事を続けてもらう制度。これにより降任した職員の意欲向上や健康保持を図り、組織の活性化にもつながるといふもの。県内で現在、この制度を導入しているのは鳥取市、伯耆町、北栄町の3市町である。また、昇任制度を導入している団体は県内ではないようだ。	人事評価に併せて、自己申告制度を導入している。これは、自分の今の業務状況や何が不足しているのかを自己分析した上でどのような研修が必要なのかを自ら考えるもの。研修のメニューには、鳥取県自治研修所の「能力開発・向上研修」のほか中央研修への参加、職場での研修をはじめ他機関への派遣を含めて幅広い見地から人材育成を進める。	完了	既に実施。	研修の充実や他の自治体等との交流事業についても、個人の意向を尊重しながら、幅広い見地から人材育成を進めることができた。	
							昇任制度はその内容及び必要性を検討する。						